

## “長寿医療制度”が始まりました

長寿医療制度は、75歳以上の高齢者の方々に「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療費を国民みんなで支える「長寿を国民皆が喜ぶことができる仕組み」です。

- 75歳以上と74歳以下で受けられる医療に違いはありません。それに加え、長寿を迎えられた方々が、**できるだけ自立した生活を送ることができる、「生活を支える医療」**を提供します。
  - ・ 自らが選んだ「**高齢者担当医**」が、「病気だけでなく」、気分が落ち込んでいないか、日常生活に支障はないかなど、**心と体の全体を診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続して関わる仕組み**を導入します。
  - ・ 「在宅でも安心して生活できる」よう、医師の訪問診療や訪問看護など**在宅医療を充実**します。
- 給付費の5割に「**公費を重点的に投入**」するとともに、若い世代の加入する医療保険から4割を仕送りし、「**高齢者の医療費を国民皆でしっかりと支える仕組み**」です。
- **高齢者ご自身の保険料**は、**トータルで従来と同水準の1割**となるようにしています。若い世代の方々の負担だけが重くなることのないよう、高齢者の方々にも、お一人おひとりの所得に応じて公平に保険料の負担をお願いします。
- なお、高齢者の方々の保険料は、原則として**年金からお支払いいただくこと**としています。これは、ご自身に「**金融機関の窓口でお支払いいただく等の手間をおかけしない**」、そして「**行政の余分なコストを省く**」ためです。